破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７号
相模原市南区鵜野森３丁目１番22号
債務者　有限会社石井食品
代表者代表取締役　石井　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳久　京子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後３時15分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４号
横浜市中区南仲通４丁目49番地福久ビル２階
債務者　株式会社シースカイ
代表者代表取締役　横山　大介
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若田　　順
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
福岡県八女市黒木町大淵字西前田2401番地
債務者　河内運送有限会社
代表者代表取締役　河内　和雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江上　武幸
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前11時30分
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２７６号
徳島市銀座14番地の１
債務者　株式会社八百秀果実店
代表者代表取締役　楠瀬　博之
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　　清
4　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前11時30分
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
奈良県磯城郡田原本町秦庄442番１
債務者　大成産業株式会社
代表者代表取締役　中平　憲明
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前10時
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市賀露町南５丁目1709番地26
債務者　川田縫製有限会社
代表者代表取締役　川田　義男
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９４８号
広島市西区古江西町26番86号
債務者　有限会社三友
代表者代表取締役　濵田　静子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午前10時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５０３号
大阪市中央区内本町２丁目４番16号
債務者　日本ユニテック株式会社
代表者代表取締役　福森　孝征
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番１―306号
債務者　有限会社ミレニ・アート
代表者取締役　藤高　　登
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６８号
広島市安佐南区西原５丁目15―26　110号
債務者　株式会社アムザ
代表者代表取締役　東　　良太
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３８号
さいたま市見沼区大字東新井737番地の２
債務者　七海電設株式会社
代表者代表取締役　七海　功史
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４５号
広島県山県郡北広島町大元345番地
債務者　有限会社伊屋ヶ迫石油
代表者代表取締役　伊屋ヶ迫直義
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７０号
秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
債務者　有限会社北林縫製所
代表者代表取締役　北林　忠雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緑川　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時30分
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第８３号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目１―26
債務者　株式会社協栄食流
代表者代表取締役　林　　徳明
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３７号
神戸市東灘区岡本２丁目５番８号
債務者　株式会社アシスト・M
代表者代表清算人　茂藤　英昭
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
札幌市西区宮の沢１条３丁目10番７号
債務者　原田建築株式会社
特別代理人　川島　英雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部